

決議案第6号

田村克也市長に対する不信任決議の提出について

上記決議を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月28日提出

提出者	三田市議会議員	長	尾	明	憲
	同	木	村	雅	人
	同	水	元	サユミ	
	同	林		政	徳
	同	福	本	愛	

田村克也市長に対する不信任決議（案）

市長就任以降、議場での発言による言葉の定義の問題や、病院問題に関する公約をわずか3か月半で撤回するなど、民主主義の根幹である選挙、議会、市民を軽視するような事象が散見されてきた。そのため昨年12月定例会では、圧倒的多数で「市長に対する問責決議」を可決したが、市長自らの責任については、辞職を否定し給与削減など具体的な姿勢を見せることもなく今日に至っている。

こうしたこの間の政治姿勢に加えて、令和6年度予算案においては公約の重要課題であった「子ども医療費無料化」「中学校給食無償化」に関して、議会での答弁において「令和6年度の実施に向けて」や「一丁目一番地として令和6年度から実施に向けてまいりたい」と答弁していたにも関わらず、何一つ予算付けされない、市民の期待を大きく裏切る予算案が提案されてきた。

市民との約束である公約であることに加え、議会においても令和6年度からの実施を示唆する発言がなされてきたにも関わらず、発言を裏付ける予算付けがなされない。また、その後においても言葉の意味を理解せず発言をするなどが繰り返されている。今後の議会において、我々議員は市長発言の何を信じれば良いのか。

市長の政治姿勢の在り方は市政に対する市民の信頼を大きく損なうものであり、市長就任以降、多くの市民から市政に対する不満の声、信用できないという声が上がっている。市政への不信、混乱を招いた市長の政治的責任は、免れ得ないものである。

以上のことから、現田村市政では、市政への信頼回復を図ることはできないと判断するものである。

よって、三田市議会は、地方自治の精神に則り三田市の未来と三田市民のくらし向上のために、田村克也市長の不信任決議を求めるものである。

以上、決議する。

令和6年3月28日

兵庫県三田市議会